

# 平成23年第1回 7月臨時会会議録

平成23年7月25日 開会

同 日 閉会

大阪広域水道企業団議会

平成23年第1回大阪広域水道企業団議会7月臨時会会議録

平成23年7月25日（月曜日） 午後1時開議

○出席議員

1番 吉川 守	2番 馬場 伸幸	3番 松本 光治
4番 星原 卓次	5番 米田 貴志	6番 上垣 純一
7番 吉本 光夫	8番 奥谷 正実	9番 中谷 昭
10番 橋本 紀子	11番 阪口 芳弘	12番 小東 徳行
13番 高橋 伸介	14番 大島 一夫	15番 西川 訓史
16番 北谷 育代	17番 川谷 洋史	18番 梶本 孝志
19番 高岡 優子	20番 池内 秀仁	21番 三ツ川 武
22番 上田 春雄	23番 乾 一	24番 鳥谷 信夫
25番 松尾 京子	26番 天野 高夫	27番 川光 英士
28番 秋元 美智子	29番 東 小夜子	30番 清井 浩

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企 業 長	竹山 修身
副 企 業 長	吉田 八左右
技術長兼事業管理部長	片山 隆文
経営管理部長兼総務課長	清水 豊
経営管理部企画課長	吉田 景司
経営管理部財務課長	上田 伊宏
経営管理部広域連携課長	中塚 肇
事業管理部計画課長	豊島 謙治
事業管理部事業推進課長	藤谷 光宏
事業管理部契約検査課長	諸角 誠
事業管理部管財課長	田中 厚實

○職務のため出席した者

経営管理部総務課参事	松本 竜三
経営管理部総務課調査役	石田 良正
経営管理部総務課総括主査	濱家 貢
経営管理部総務課副主査	平島 真吾

○議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長の選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期決定の件
- 第6 議員提出第1号議案 大阪広域水道企業団議会会議規則制定の件  
議員提出第2号議案 大阪広域水道企業団議会傍聴規則制定の件  
議員提出第3号議案 大阪広域水道企業団議会委員会条例制定の件  
議員提出第4号議案 大阪広域水道企業団議会事務局設置条例制定の件
- 第7 第1号議案 平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件  
第2号議案 平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件  
第3号議案 大阪広域水道企業団議会定例会の回数に関する条例制定の件  
第4号議案 大阪広域水道企業団議会の議決を要する重要な公の施設に関する条例制定の件  
第5号議案 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件  
第6号議案 大阪広域水道企業団監査委員条例制定の件  
第7号議案 大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件  
第8号議案 大阪広域水道企業団暴力団排除条例制定の件  
第9号議案 大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件

第10号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件
第1号報告	平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の専決処分の件
第2号報告	平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の専決処分の件
第3号報告	大阪広域水道企業団公告式条例制定の専決処分の件
第4号報告	大阪広域水道企業団組織条例制定の専決処分の件
第5号報告	大阪広域水道企業団職員定数条例制定の専決処分の件
第6号報告	大阪広域水道企業団水道企業条例制定の専決処分の件
第7号報告	大阪広域水道企業団情報公開条例制定の専決処分の件
第8号報告	大阪広域水道企業団個人情報保護条例制定の専決処分の件
第9号報告	大阪広域水道企業団行政手続条例制定の専決処分の件
第10号報告	大阪広域水道企業団附属機関条例制定の専決処分の件
第11号報告	大阪広域水道企業団の休日に関する条例制定の専決処分の件
第12号報告	大阪広域水道企業団職員の再任用に関する条例制定の専決処分の件
第13号報告	一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の専決処分の件
第14号報告	大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例制定の専決処分の件
第15号報告	大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例制定の専決処分の件
第16号報告	大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例制定の専決処分の件
第17号報告	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定の専決処分の件
第18号報告	大阪広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例制定の専決処分の件
第19号報告	大阪広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の専決処分の件
第20号報告	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例制定の専決処分の件
第21号報告	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の専決処分の件

第22号報告	企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の専決処分の件
第23号報告	証人等の実費弁償に関する条例制定の専決処分の件
第24号報告	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の専決処分の件
第25号報告	大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例制定の専決処分の件
第26号報告	大阪広域水道企業団水道事業供給条例制定の専決処分の件
第27号報告	大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例制定の専決処分の件
第28号報告	非常勤職員の災害補償に関する条例制定の専決処分の件
第29号報告	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の専決処分の件
第30号報告	大阪広域水道企業団職員定数条例一部改正の専決処分の件
第31号報告	大阪広域水道企業団組織条例廃止の専決処分の件
第32号報告	大阪広域水道企業団の工業用水道事業施設の設置及び同施設の利用に関する協議の専決処分の件
第8 第11号議案	大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○事務局 本日は、大阪広域水道企業団議会議員選出後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、三ツ川武議員に臨時に議長の職務を行っていただくこととなります。

ご紹介申し上げます。三ツ川議員、ご登壇願います。

(三ツ川武議員登壇)

○三ツ川議員 ただいまご紹介をいただきました三ツ川武でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られた期間でございます。議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○三ツ川臨時議長 ただいまより平成23年7月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事進行上、本職から指定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三ツ川臨時議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三ツ川臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

議長に、星原卓次議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました星原卓次議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三ツ川臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、星原卓次議員が議長に当選されました。

ただいまより星原卓次議員の議長就任のごあいさつがあります。

星原卓次議員。

(星原卓次議員登壇)

○星原議員 皆様、こんにちは。議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員各位のご推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきました星原卓次でございます。もとより微力ではございますが、企業団議会の合理的な運営を行い、府域の上水道、工業用水道の事業の進展に努める所存でございます。

議員の皆様方並びに企業長を初めとする理事者の皆様におかれましては、格段のご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。(拍手)

○三ツ川臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ありがとうございました。(拍手)

○星原議長 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○星原議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に、吉本光夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉本光夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○星原議長 ご異議なしと認めます。よって、吉本光夫議員が副議長に当選されました。

ただいまより吉本光夫議員の副議長就任のごあいさつがあります。

吉本光夫議員。

(吉本光夫議員登壇)

○吉本議員 副議長就任に際しましてごあいさつを一言申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長の要職を務めさせていただくことになりました吉本光夫でございます。星原議長のもと、議員各

位のご支援を賜り、企業長を初めとする理事者の皆様方のご協力をいただき、微力ではございますが企業団議会の合理的な運営に最善の努力を尽くす所存でございます。

皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任のごあいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○星原議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

お諮りいたします。議事進行上、本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○星原議長 ご異議なしと認め、会議録署名議員に吉川守議員及び馬場伸幸議員を指名いたします。

日程第5、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○星原議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

ただいまより企業長のごあいさつがあります。

竹山修身企業長。

（竹山修身企業長登壇）

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

企業団の設立に当たりましては、42の市町村議会議員の皆様のご理解、ご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、私といたしましては住民の皆様のご期待にこたえるべく、安全で安心な水道水を、安定的かつ廉価に供給できるように、さらなる企業団の経営改革に力を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の水道事業は拡張から維持管理の時代を迎えつつあります。高度成長期の拡張時代に設置してまいりました水道施設や管路が今後大量に更新時期を迎えることから、更新に多額の費用が必要でございます。また、近い将来に発生が予想される東南海、南海地震などに備えるため、耐震化にも傾注していかなければなりません。このたびの東日本大震災を踏まえまして、災害に強い水道施設をいかにしてつくっていくかが今後の水道事業の課題であると認識いたしております。



水需要が増大する拡張の時代におきましては、これらの投資は料金として回収が見込まれました。しかし、維持管理の時代におきましては、投資は必ずしも増収を伴うものではないとごいません。その一方で、節水機器の普及や人口減少社会の到来により、水需要は減少し、料金収入は減収傾向にありますので、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。また、団塊世代の大量退職による技術継承も事業を継続していく上で問題となっております。今まで以上に各水道事業体が努力して、経営基盤を強化していかなければ、安心して安全な水を安定的に維持していくことが困難な時代になりつつあると認識しております。

私は、企業団の事業開始に当たり、ただいま申し上げました課題に対応するため、5つの企業団の経営理念を掲げたところでございます。

1つ目は、「維持管理・施設更新の時代にふさわしい、効率的な事業運営に努める」ということでございます。維持管理の時代におきましては、既存の水道施設のストックをいかに有効に活用していくか、また、いかに効率的な組織にして事業を継続していくか、これが大きな仕事でございます。

2つ目は、「災害に強い水道施設の整備を行う」ということでございます。東日本大震災では、想定していなかった規模の地震、津波により、水道施設も広範囲に大きな被害が発生いたしました。被害として何を想定していくのかというのは非常に難しい面もございますが、再度、被害想定の見直しや施設整備などの計画を検討しているところでございます。

3つ目は、「府域の水道事業の効率化を目指し、広域化を進める」ということでございます。企業団が中心的な役割を担い、企業団の用水供給事業と市町村の水道事業や市町村水道それぞれの間での連携を強化していくとともに、将来的には大阪市の参画も視野に入れ、スケールメリットを生かした府域の水道全体の最適化を図ってまいりたいと考えております。

4つ目は、「技術を受継ぎ、更なる技術力の向上を目指していく」ということでございます。企業団では、退職者から技術を継承するための制度として人材バンクを創設し、運用を始めたところでございます。構成市町村にも活用いただける制度として運用し、企業団事業と市町村水道事業の有効な人材交流システムとして、広域的な人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

5つ目は、「大規模事業者として、社会的責務を果たす」ということでございます。東

日本大震災をきっかけに水への関心は高くなっております。構成団体数では我が国最大規模の水道企業団として社会的責務を果たす意味からも、住民に開かれた経営、環境負荷の低減、水ビジネスも視野に入れた国際貢献など、時代のニーズに積極的に対応してまいりたいと考えております。

この5つの企業団の理念を基本として、水道という重要なライフラインを守る事業のさらなる発展のため、42市町村が1つになって住民のために全力を尽くしていきたいと考えております。

4月に大阪府から事業を承継した際、府水道部が策定した計画を引き継ぎましたが、企業団への移行を契機として、水道事業を取り巻く課題の変化に対応し、企業団の将来像及びその実現に向けた方策を示すものとして、新たな将来構想とその実行計画たるアクションプランを策定して、今年度中に議会にお示ししたいと考えております。その中で、市町村水道との連携拡大や広域化の推進、人材育成や業務の効率化、料金値下げの方向性などをお示しさせていただきたいと思っております。

本日の臨時議会におきましては、人事案件1件、条例案8件、予算案2件、専決処分事案の報告29件などのご審議をお願いするものでございます。後ほど提案内容をご説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○星原議長 説明者の名簿はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

この機会に、説明者を順次ご紹介いたします。

吉田八左右副企業長。

片山隆文技術長兼事業管理部長。

清水豊経営管理部長兼総務課長。

吉田景司経営管理部企画課長。

上田伊宏経営管理部財務課長。

中塚肇経営管理部広域連携課長。

豊島謙治事業管理部計画課長。

藤谷光宏事業管理部事業推進課長。

諸角誠事業管理部契約検査課長。

田中厚實事業管理部管財課長。

以上でございます。

○星原議長 日程第6、議員提出議案第1号から第4号まで、大阪広域水道企業団議会会議

規則制定の件ほか3件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。以上の議案は提出者の説明を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○星原議長 ご異議なしと認め、そのように決めます。

質疑は通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号から第4号まで、大阪広域水道企業団議会会議規則制定の件ほか3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○星原議長 ご異議なしと認めます。よって、以上の議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第1号から第10号まで及び報告第1号から第32号まで、平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件ほか41件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

吉田八左右副企業長。

(吉田八左右副企業長登壇)

○吉田副企業長 第1号議案から第10号議案まで及び第1号報告から第32号報告まで一括してご説明申し上げます。

なお、企業団設立から今日までの経過をわかりやすくするため、説明につきましては報告案件から始めさせていただきます。

提出議案書の目次をごらんください。中ほどから次ページにかけましての第1号報告から第32号報告までの32件は、昨年11月の企業団設立以降、本年4月1日に事業を開始するために必要不可欠な予算、条例等ございましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、企業長の専決により処分を行ったものでございます。これにつきまして、地方自治法の規定に基づき議会にご報告し、ご承認を求めます。

では、まず予算の専決処分についてご説明申し上げます。

平成23年度当初予算につきましては、大阪府水道部から企業団への事業承継後、企業団

において円滑な事業運営に必要な動力費、薬品費を初め企業債の償還金や職員人件費等の義務的な経費などを計上するとともに、受水市町村への安定給水に不可欠な施設の改良更新事業については、施設整備マスタープランや第2期中期整備事業計画を着実に実施するための事業費を計上したところでございます。

それでは、まず第1号報告、平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の専決処分の件についてご説明いたします。別冊となっております第1号報告と書かれました資料をごらんください。

予算全体の規模といたしましては、3ページから4ページにかけて収益的収支及び資本的収支における予算額について記載しております。

まずは収益的収入及び支出における収入でございますが、4ページをごらんください。水道事業収益としましては、給水料金等の営業収益等がその大部分を占め、450億2,436万2,000円を計上しております。次に、支出でございますが、水道事業費用として、動力費、薬品費、人件費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など444億3,457万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出における支出でございますが、バイパス送水管の布設工事を初め、磯島取水場における取水設備改良工事、村野浄水場における浄水設備改良工事などの建設改良費や、企業債償還金等で431億7,606万6,000円を計上しております。この支出の財源といたしまして、企業債や国庫補助金等で89億1,270万7,000円を収入として計上しております。

以上の結果、支出ベースでの水道事業会計の当初予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額の876億1,063万6,000円となりました。

なお、予算の詳細につきましては、11ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

次に、第2号報告、平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の専決処分の件についてご説明いたします。別冊となっております第2号報告と書かれました資料をごらんください。

予算全体の規模といたしましては、3ページから4ページにかけて収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出における予算額について記載しております。

まずは収益的収入及び支出における収入でございますが、工業用水道事業収益として、給水収益等の営業収益等で86億6,008万2,000円を計上しております。次に、支出についま

しては、工業用水道事業費用として、動力費、薬品費等の営業費用や企業債利息等の営業外費用などで82億5,341万4,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出における支出でございますが、4ページをごらんください。大庭浄水場等における施設改良、バイパス配水管の布設などの建設改良費や企業債償還金等で102億1,441万9,000円を計上しております。また、この支出の財源としまして、企業債や国庫補助金等で45億5,469万円の収入を計上しております。

以上の結果、支出ベースでの工業用水道事業会計の当初予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額の184億6,783万3,000円となりました。

なお、予算の詳細につきましては、9ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、昨年12月7日に専決させていただいた条例についてご説明申し上げます。提出議案書の14ページをごらんください。

第3号報告、大阪広域水道企業団公告式条例は、条例、規則の公布及び規程、告示等の公表の方法等を定めるものでございます。

16ページをごらんください。

第4号報告、大阪広域水道企業団組織条例は、平成23年4月の事業開始の準備のため、企業団に事業開始準備室を置くことを定めるものでございます。

17ページをごらんください。

第5号報告、大阪広域水道企業団職員定数条例は、先ほど申し上げました事業開始準備室の職員の定数を40人とするのを定めるものでございます。

続きまして、本年3月17日に専決させていただいた条例についてご説明申し上げます。18ページをごらんください。

第6号報告、大阪広域水道企業団水道企業条例は、企業団に水道事業及び工業用水道事業を設置すること並びに企業団の経営の基本や組織等について定めるものでございます。

20ページをごらんください。

第7号報告、大阪広域水道企業団情報公開条例は、企業団が保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めるものでございます。

31ページをごらんください。

第8号報告、大阪広域水道企業団個人情報保護条例は、企業団の保有する個人情報の開

示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

50ページをごらんください。

第9号報告、大阪広域水道企業団行政手続条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに企業団の機関が行う行政指導の手続に関し必要な事項を定めるものでございます。

62ページをごらんください。

第10号報告、大阪広域水道企業団附属機関条例は、企業長の附属機関としまして、個人情報保護審議会、情報公開審査会、非常勤職員災害補償認定委員会、非常勤職員災害補償審査会及び退職手当審査会を設置することを定めるものでございます。

64ページをごらんください。

第11号報告、大阪広域水道企業団の休日に関する条例は、企業団の休日及び企業団の行政庁に対する申請等の期限の特例を定めるものでございます。

65ページをごらんください。

第12号報告、大阪広域水道企業団職員の再任用に関する条例は、企業団職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

67ページをごらんください。

第13号報告、一般職の任期付職員の採用等に関する条例は、企業団が行う任期を定めた採用及び任期を定めて採用された企業団職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

71ページをごらんください。

第14号報告、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例は、企業団職員の分限について、職員の休職、降任及び免職の手続等を定めるものでございます。

73ページをごらんください。

第15号報告、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例は、企業団職員の定年及び定年による退職等について定めるものでございます。

75ページをごらんください。

第16号報告、大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、企業団職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

77ページをごらんください。

第17号報告、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例は、

企業団職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される場合の処遇等について定めるものでございます。

79ページをごらんください。

第18号報告、大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例は、新たに企業団職員となった者が行うサービスの宣誓について定めるものでございます。

81ページをごらんください。

第19号報告、大阪広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例は、企業団職員の職務専念義務を免除できる場合について定めるものでございます。

82ページをごらんください。

第20号報告、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例は、企業団職員の育児休業等に関する事及び地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

86ページをごらんください。

第21号報告、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、企業長が行う人事行政の状況の公表について、公表する事項及び公表の方法を定めるものでございます。

88ページをごらんください。

第22号報告、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例は、企業長の報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めるもので、企業長の報酬は月額5,000円としております。

89ページをごらんください。

第23号報告、証人等の実費弁償に関する条例は、企業団の機関の求めにより出頭した証人、参考人等の実費弁償について定めるものでございます。

91ページをごらんください。

第24号報告、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例は、企業団職員の給与の種類及びその支給基準を定めるものでございます。

98ページをごらんください。

第25号報告、大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例は、長期継続契約を締結することができる契約の種類及び期間を定めるものでございます。

99ページをごらんください。

第26号報告、大阪広域水道企業団水道事業供給条例は、企業団が経営する水道事業の給水についての料金、分水施設工事の費用負担等について定めるものでございます。

102ページをごらんください。

第27号報告、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例は、企業団が経営する工業用水道事業の給水についての料金、給水施設等の工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適性を保持するために必要な事項について定めるものでございます。

109ページをごらんください。

第28号報告、非常勤職員の災害補償に関する条例は、企業団議会議員、非常勤の監査委員等非常勤職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償について定めるものでございます。

124ページをごらんください。

第29号報告、大阪広域水道企業団公告式条例の一部改正は、条例等の公布または規程等の公表の方法について、掲示板への掲示であったものを企業団公報への登載と改めることなどを定めるものでございます。

126ページをごらんください。

第30号報告、大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正は、企業団の本年4月の事業開始に当たり、企業団職員の定数を、準備のための40人から、本格的に事業を実施するため480人と改めること等を定めるものでございます。

127ページをごらんください。

第31号報告、大阪広域水道企業団組織条例の廃止は、企業団の事業開始後の組織につきまして、報告第6号でご説明させていただきました水道企業条例において定めるのに合わせ、報告第4号でご説明させていただきました組織条例を廃止するものでございます。

続きまして、その他の専決処分の件についてご説明申し上げます。

128ページをごらんください。

第32号報告、大阪広域水道企業団の工業用水道事業施設の設置及び同施設の利用に関する協議でございます。旧大阪府水道部は、大阪市平野区に工業用水道事業施設を設置し、その平野区内にございます大阪市の清掃工場に工業用水道を供給しておりました。この事業につきましては企業団が引き継ぎましたが、同地域は企業団を組織する市町村の区域外でございますので、地方自治法の規定により、議会の議決を経て大阪市と協議を行う必要があり、これにつきまして本年3月29日、企業長の専決により処分を行ったものでございます。

第1号報告から第32号報告までのご説明は以上でございます。



報告案件に引き続きまして、本議会に提出いたしました第1号議案から第10号議案についてご説明申し上げます。

では、まず補正予算案についてご説明申し上げます。

7月補正予算案につきましては、大阪府水道部から企業団への事業承継に伴う経費等で、当初予算編成時点で事業内容の詳細が未定であったため、当初予算に間に合わなかったものや、東日本大震災といった当初予算編成後に発生した事案への対応など、緊急に措置すべきものについて補正計上したものでございます。

それでは、まず第1号議案、平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件についてご説明いたします。別冊となっております第1号議案と書かれました資料の1ページをごらんください。

収益的支出でございますが、水道事業費用としまして、東日本大震災の被災地への送付により在庫が少なくなった災害用備蓄水や非常用飲料水袋の補充にかかる経費、監査等業務の委託にかかる経費、日本水道協会への加入負担金など、営業費用の補正予定額としまして7,630万7,000円を計上しております。また、今回の補正予算にかかる消費税の調整額としまして370万4,000円を営業外費用として減額計上しております。

次に、資本的支出でございますが、企業団自前の電話交換機の設置にかかる経費を建設改良費の補正予定額としまして334万2,000円を計上しております。

以上の結果、水道事業会計の補正予算額としまして、収益的支出と資本的支出の合計額の7,594万5,000円を計上いたしました。

なお、補正予算の詳細につきましては、5ページ以降の補正予算実施計画等の説明書のとおりでございます。

次に、第2号議案、平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件についてご説明いたします。別冊となっております第2号議案と書かれました資料の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、営業外収益の補正予定額として計上いたしました14万7,000円は、今回の補正予算計上に伴う消費税の還付金でございます。その下の工業用水道事業費用でございますが、先ほどの水道事業会計においてご説明いたしました監査等業務の委託費にかかる工業用水道事業会計負担分や日本工業用水協会への加入負担金など、営業費用の補正予定額としまして224万6,000円を計上しております。

また、資本的支出でございますが、電話交換機の設置経費にかかる工業用水道事業会計

負担分や用地売却に伴う国庫返納金で、補正予算額としまして145万6,000円を計上しております。

以上の結果、支出ベースでの工業用水道事業会計の補正予算額としまして、収益的支出と資本的支出の合計額の370万2,000円を計上いたしました。

なお、補正予算の詳細につきましては、5ページ以降の補正予算実施計画等の説明書のとおりでございます。

続きまして、条例案についてご説明申し上げます。提出議案書の1ページをごらんください。

第3号議案、大阪広域水道企業団議会定例会の回数に関する条例は、企業団議会の定例会の回数を年2回と定めるものでございます。

2ページをごらんください。

第4号議案、大阪広域水道企業団議会の議決を要する重要な公の施設に関する条例は、議会の議決を要する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用または廃止に関し必要な事項を定めるもので、水道事業施設の廃止または10年を超える期間にわたる独占的な利用は、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないことなどを定めております。

3ページをごらんください。

第5号議案、大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例は、企業団議員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めるもので、報酬は日額で議長1万5,000円、副議長1万4,000円、議員1万3,000円といたしております。

4ページをごらんください。

第6号議案、大阪広域水道企業団監査委員条例は、監査委員が行う監査等及びその公表方法並びに監査委員に事務局を設置することを定めるものでございます。

6ページをごらんください。

第7号議案、大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、監査委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めるもので、報酬は月額で10万円としております。

7ページをごらんください。

第8号議案、大阪広域水道企業団暴力団排除条例は、企業団の事務もしくは事業または企業団が発注する契約にかかわる事業者の事業活動から暴力団を排除するために必要な事項等を定めるものでございます。

11ページをごらんください。

第9号議案、大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正は、第7号報告でご説明させていただきました情報公開条例につきまして、実施機関に議会を追加することを定めるものでございます。

12ページをごらんください。

第10号議案、大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正も、第9号議案と同様に、第8号報告でご説明させていただきました個人情報保護条例の実施機関に議会を追加することを定めるものでございます。

以上で、第1号報告から第32号報告及び第1号議案から第10号議案に関する説明を終わります。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○星原議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

ただいまより上程議案に対する質疑を行います。

通告により高岡優子議員を指名いたします。

高岡優子議員。

(高岡優子議員登壇)

○高岡議員 皆さん、こんにちは。河内長野市の高岡優子でございます。

初めに、3月11日の東日本大震災ではたくさんの方が亡くなられて犠牲になりました。本当に心からお悔やみを申し上げます。また、お見舞いも申し上げます。また、このたびの震災におきまして水道事業の全面復旧にはかなりの時間を要しておるところ、これも心を痛めております。先ほど企業長のお話にも経営方針の2項目めに災害に強い水道設備、本当に心強いと思っております。

そこで、質問に入らせていただきます。

市町村水道の受水における安定性の件でございます。平成23年度当初予算の概要の中に、受水市町村のニーズにこたえるための取り組みとして、河南地域の送水システムの強化がうたわれて大変喜んでおるところでございますが、具体的にどのような事業展開が計画されているのかお伺いをいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○星原議長 これより説明者の答弁を求めます。

藤谷光宏事業管理部事業推進課長。

○藤谷事業推進課長 議員ご質問の河南地域の送水システムの強化につきましては、専決処分されました第1号報告、平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算に当該事業の

実施に向けた予算が計上されているものでございます。現在の企業団の送水管等の施設は大阪市を除く42全市町村に供給するため、7次にわたる拡張事業により整備してきたものでございます。その中には、送水管が1本しかない単一管路や、受水の分岐が1カ所しかない市町村もございます。とりわけ河南地域は単一管路や1カ所で受水している市町村が多いため、管路の事故の際には断水など大きな影響が出る可能性がございます。そのため、送水システムを強化する必要があると考えてございます。

事故の際でも別系統の送水管から水を送ることが可能となりますよう、既設の単一送水管路を新規連絡管で結ぶループ化等により、送水システムの強化を図っていくこととしております。昨年度は平成21年度に行いました検討の結果に基づき、連絡管の布設ルート調査を行い、候補ルートの選定を行いました。今年度は引き続き関係受水市町村との協議、調整を行いつつ、具体化を図っていくこととしております。今後、工事につきましては第2期中期整備事業の実施期間である平成26年度までに着工する予定にしております。

○星原議長 高岡優子議員。

○高岡議員 ご答弁ありがとうございました。平成26年度着工、少し先のことでございますけれども、ループ化による送水管の強化というふうなこともご答弁いただきました。とにかく今回の水道企業団設立の最大のメリットは、住民に身近な基礎自治体である市町村が直接運営することであると思っております。今後とも生活者の視点に立った事業展開をよろしく願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○星原議長 以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって上程議案に対する質疑は終結いたします。

討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第1号から第10号まで及び報告第1号から第32号まで、議案42件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の諸議案は原案のとおり可決、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○星原議長 ご異議なしと認めます。よって、以上の諸議案42件は原案のとおり可決、承認されました。

次に、日程第8、第11号議案、大阪広域水道企業団監査委員の選任について同意を求め、る件を議題といたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議案につきまして、企業長の説明を求めます。

竹山修身企業長。

- 竹山企業長 第11号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。提出議案書の13ページをお開きください。

大阪広域水道企業団規約第10条第1項におきまして、企業団に監査委員を2人置く旨定められております。その選任につきましては、同条第2項の規定により、議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任することとされております。

この規定に基づきまして、上西克尚氏、坪内隆氏をそれぞれ監査委員に選任いたしたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 星原議長 以上で企業長の説明は終わりました。

質疑は通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより第11号議案、大阪広域水道企業団監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 星原議長 ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は同意することに決しました。

この機会に、ただいま選任同意いたしました監査委員をご紹介します。

まず初めに、上西克尚さん。

(上西克尚さん登壇)

- 上西克尚さん 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま大阪広域水道企業団議会7月臨時会におきまして、監査委員就任のご同意をいただきました上西克尚でございます。

微力ではありますが、水道事業、工業用水道事業を担う地方公営企業体の監査委員の職責を果たしてまいりたいと考えております。議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これであいさつとさせていただきます。ありがとうございます

た。(拍手)

○星原議長 坪内隆さん。

(坪内隆さん登壇)

○坪内隆さん 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま大阪広域水道企業団議会 7月臨時会におきまして、監査委員就任のご同意をいただきました坪内隆でございます。

もとより微力ではございますが、誠心誠意、力を尽くして広域水道企業団監査委員の職務を全うしたいと考えております。議員各位の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○星原議長 以上で紹介は終わりました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年7月臨時会を閉会いたします。

午後1時53分閉会